**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

# 告　示

**○経済産業省告示第百六十一号**

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十三年度中小企業者に関する国等の契約の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十三年七月十二日

経済産業大臣　海江田万里

平成二十三年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号。以下「官公需法」という。）第四条第二項に基づき、平成二十三年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要である。特に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

こうした認識の下、国等（官公需法第二条第二項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第三条に掲げる基本理念に則り、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるとともに、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

第一　中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成二十三年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

1　東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講じることとする。

（一）官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

（二）適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

（三）地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興工事等の発注に当たっては、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

（四）科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

（五）官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとし、また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、これらの取組を奨励するよう努めるものとする。

2　官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

（一）各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表

①　国等は、中小企業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第二条第二項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するものとする。

②　国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

（二）個別発注情報の提供と説明

①　国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。

②　国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めるものとする。

③　国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

（三）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

①　中小企業者が発注に関連する情報を入手しやすくするため、中小企業庁がインターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を運営し、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業者が一括して入手できるようにする。

②　また、中小企業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報を始めとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業者に提供するものとする。

③　さらに、中小企業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

（四）官公需に関する相談体制の整備

①　国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

②　国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。